

補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県立津和野高等学校(以下「津和野高校」という。)へ県外から入学した生徒の保護者が津和野高校で開催される行事に参加するため、津和野高校に来校する際の経費を補助することを目的とする。

(補助対象)

第2条 この要綱による補助金の交付対象は、津和野高校に在籍する生徒の保護者及び3親等以内の親族(以下「保護者等」という。)とする。

(補助金の種類及び金額)

第3条 補助金の種類は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 宿泊費補助金

2 前項の補助金に係る交付要件及び補助金の額は次の表に定めるとおりとする。

| 補助金の種類 | 交付要件 | 補助金の額 |
|--------|---------------------|---|
| 宿泊費補助金 | 津和野町内の宿泊施設に宿泊した保護者等 | 7,000円を上限とし、予算の範囲内とする。 (宿泊費が7,000円以下の場合は、その額とする) |

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を津和野高等学校長(以下「学校長」という。)を経由し、島根県立津和野高等学校後援会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

(補助金交付申請書の審査)

第5条 会長は、前条の申請を受理した時は、申請内容が適当なものであるか審査する。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、申請書の審査後、直ちに交付するものとする。

(補助金の取消及び返還)

第7条 会長は、補助金の交付決定を受けた保護者等が次の各号に該当するときは、直ちにその決定を取消し、補助金の全額を返還させなければならない。

(1) 補助金の交付にあたり、不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 申請内容に変更が生じたにもかかわらず、変更の手続きを行わなかったとき。

(3) その他会長が不相当と認めたとき。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。